

入所利用者自己負担額簡易早見表

第5段階 ※2割負担(減免非該当で、年金収入額等とその他の合計所得金額の合計が単身280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方)

部屋の種類	介護度	介護サービス費	夜勤職員配置加算	提供体制強化加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	居住費	食費	日用品・教養娯楽費	リース代	特別な室料	1日の合計(実費除く)	1ヶ月の合計(実費除く)
多床室	要介護1	1,655	51	38	72	×0.039=71	600	2,000	実費(別紙参照)	734		5,221	×30=156,630円
	要介護2	1,756	51	38	72	×0.039=75	600	2,000	実費(別紙参照)	734		5,326	×30=159,780円
	要介護3	1,885	51	38	72	×0.039=80	600	2,000	実費(別紙参照)	734		5,460	×30=163,800円
	要介護4	1,992	51	38	72	×0.039=84	600	2,000	実費(別紙参照)	734		5,571	×30=167,130円
	要介護5	2,104	51	38	72	×0.039=89	600	2,000	実費(別紙参照)	734		5,688	×30=170,640円
多床室 2人部屋 (1日1,000円)	要介護1	1,655	51	38	72	×0.039=71	600	2,000	実費(別紙参照)	734	1,080	6,301	×30=189,030円
	要介護2	1,756	51	38	72	×0.039=75	600	2,000	実費(別紙参照)	734	1,080	6,406	×30=192,180円
	要介護3	1,885	51	38	72	×0.039=80	600	2,000	実費(別紙参照)	734	1,080	6,540	×30=196,200円
	要介護4	1,992	51	38	72	×0.039=84	600	2,000	実費(別紙参照)	734	1,080	6,651	×30=199,530円
	要介護5	2,104	51	38	72	×0.039=89	600	2,000	実費(別紙参照)	734	1,080	6,768	×30=203,040円
従来型個室 個室 (1日1,500円)	要介護1	1,501	51	38	72	×0.039=65	1,850	2,000	実費(別紙参照)	734	1,620	7,931	×30=237,930円
	要介護2	1,596	51	38	72	×0.039=69	1,850	2,000	実費(別紙参照)	734	1,620	8,030	×30=240,900円
	要介護3	1,725	51	38	72	×0.039=74	1,850	2,000	実費(別紙参照)	734	1,620	8,164	×30=244,920円
	要介護4	1,834	51	38	72	×0.039=78	1,850	2,000	実費(別紙参照)	734	1,620	8,277	×30=248,310円
	要介護5	1,942	51	38	72	×0.039=82	1,850	2,000	実費(別紙参照)	734	1,620	8,389	×30=251,670円
従来型個室 トイレ付き個室 (1日2,000円)	要介護1	1,501	51	38	72	×0.039=65	1,850	2,000	実費(別紙参照)	734	2,160	8,471	×30=254,130円
	要介護2	1,596	51	38	72	×0.039=69	1,850	2,000	実費(別紙参照)	734	2,160	8,570	×30=257,100円
	要介護3	1,725	51	38	72	×0.039=74	1,850	2,000	実費(別紙参照)	734	2,160	8,704	×30=261,120円
	要介護4	1,834	51	38	72	×0.039=78	1,850	2,000	実費(別紙参照)	734	2,160	8,817	×30=264,510円
	要介護5	1,942	51	38	72	×0.039=82	1,850	2,000	実費(別紙参照)	734	2,160	8,929	×30=267,870円

※上表の合計額に日用品・教養娯楽費の実費を加えたものが、実際のおおよその料金になります。

※入所後30日間は、初期加算として上記料金に1日あたり64円を加算

※認知症専門棟は上記料金に1日あたり161円を加算

※入所の日より起算して3月以内等の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合は、上記料金に1回あたり506円加算

※入所の日より起算して3月以内の期間等に集中的に認知機能に効果のあるリハビリテーションを実施した場合は、(週に3回を限度に)上記料金に1回あたり506円を加算

※身体状況等に応じた特別な食事を提供した場合は1食あたり13円を加算

※肺炎・尿路感染症又は带状疱疹の者に対して、投薬・検査・注射・処置等を行った場合、上記料金に1日あたり496円を加算

※歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、口腔ケアを計画的に行った場合は月64円を加算